

T-NEWS

9

【 Vol.064 】



今年注目の中小M&A支援策
納税の猶予の特例終了後、さらに納税猶予は可能か？
今月の助成金情報「高年齢労働者処遇改善促進助成金」
土屋 敬の「つれづれ雑記」



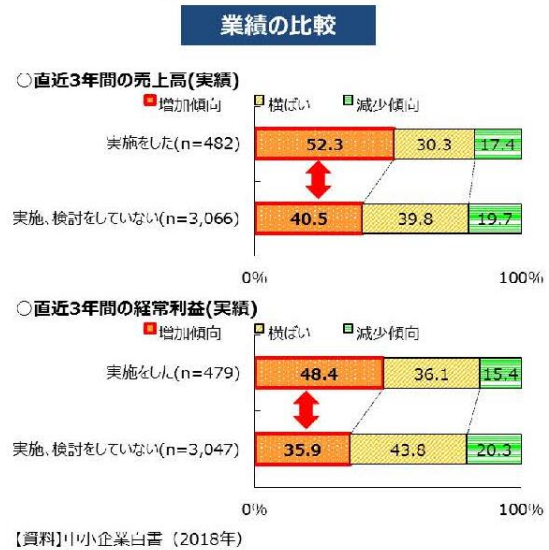
今年注目の中小M&A支援策

政府は、「生産性向上などの実現」、「経営資源の散逸の回避」などに有効として、中小企業のM&A(=中小M&A)に対して支援策を打ち出している。

■ 中小M&Aで期待される効果

中小企業庁が発表した「中小 M&A 推進計画」によると、M&A によって経営資源の集約化を行った中小企業は、そうでない企業に比べて生産性などの向上、さらには売上高・経常利益の増加が見られるとの調査結果を発表している。

<図表>M&A 実施企業と非実施企業の労働生産性、業績の比較



参考: 中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会 取りまとめ ～中小 M&A 推進計画～」

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shigenshuyaku/2021/210428torimatome.pdf>

また、高齢経営者の後継者不足や、続くコロナ禍による経営不振の影響で、廃業を検討する企業が後を絶たず、昨年の廃業件数は過去最多となってしまった。

廃業により企業の固有技術や地域経済・雇用を支えている事業などが失われるという問題にも、M&Aで経営資源を引き継ぐことで、散逸回避に繋がると期待されている。

■ 注目の支援策は2つ

数ある支援策のなかで、特に注目していただきたい支援策を2つご紹介する。

【経営資源の集約化に資する税制】

経営力向上計画の認定後、計画に基づくM&Aを実施した場合、下記措置を受けられる。

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。
 ※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%
 (参考) 具体的な取組例
 ● 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
 ● 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

② 雇用確保を促す税制

買収企業がM&Aに伴い、新たに雇用を増加させること等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)
 (参考) 具体的な取組例
 ● 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③ 準備金の積立 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。
 M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

【益金算入】 均等取崩 20×5年間 据置期間後に取り崩し
 【損金算入】 積立 据置期間* (5年間) 100 ※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。
 (注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

参考: 中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会 取りまとめ ~中小 M&A 推進計画~」
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shigenshuyaku/2021/210428torimatome.pdf>

【事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)】

事業承継・引継ぎの際にかかる士業専門家の活用費用などの一部{仲介手数料、財務調査(デューデリジェンス)費用、売り手のみ廃業費用など}の補助が受けられる(予算枠で補助内容が変わる)。

・令和2年度第3次補正予算

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額※廃業を伴う場合
事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	2/3	400万円	200万円(売り手のみ)

・令和3年度当初予算

支援類型	補助率	補助上限額	上乗せ額※廃業を伴う場合
事業引継ぎ時の士業専門家の活用費用の補助			
専門家活用型	1/2	250万円	200万円(売り手のみ)

参考: 中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会(第2回) 事務局説明資料」
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shigenshuyaku/2020/201222shigenshuyaku01.pdf>

前者の「経営資源の集約化に資する税制」は、買い手向けの減税策で、後者の「事業承継・引継ぎ補助金(専門家活用型)」は、売り手および買い手向けの補助金制度である。今後M&Aをご検討の方は、ぜひ最新情報を確認していただきたい。

山崎美穂(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
 大手町フィナンシャルシティグランキューブ
 ホームページ www.sonylife.co.jp/
 担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
 下記のフリーダイヤルをご利用ください。
 <カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者
 (支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所
 (氏名) ライフプランナー 土屋 敬
 (住所) 〒983-0852
 仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F
 (電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463
 (E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

納税の猶予の特例終了後、さらに納税猶予は可能か？

■納税の猶予の特例とは？

一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となる場合や、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、納税が猶予される制度が設けられている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であることから、新型コロナウイルス感染症などの影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(新型コロナ税特法)が定められ、以下の両方を満たす方を対象に、「納税の猶予の特例(特例猶予)」が創設された。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)において、事業などにかかる収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること
- ②一時に納税することが困難であること

要件を満たせば、無担保、延滞税なしで1年間の納税猶予を受けることができた。しかし、その猶予期限が1年となっているため、今年、この特例猶予を適用されていた方の猶予期限がやってくる。この場合、特例猶予終了後に、従来から設けられている国税の猶予制度の適用を受けることは可能である。

■特例猶予終了後に、納税猶予の適用を受けるためには？

国税の猶予制度には、「換価の猶予」と「納税の猶予」の大きく2種類がある。

「換価の猶予」は、以下に記載の要件をすべて満たす場合に、税務署に申請することにより、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められる(状況によっては、1年間の猶予後、さらに1年間猶予される場合あり)。

- ①国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④納付すべき国税の納付期限から6ヶ月以内に申請書が提出されていること

「納税の猶予」は、「換価の猶予」からさらに踏み込んだ制度で、申請者について、次のような個別の事情がある場合は、延滞税なしで納税の猶予が認められる可能性がある。

- ・新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ・納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療などに付随する費用
- ・納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額
- ・納税者の方が営む事業について、利益の減少などにより、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

適用を希望される方は、管轄の税務署にご相談いただきたい。

村田 直(マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

高年齢労働者処遇改善促進助成金

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に向けて、就業規則等の定めるところにより高年齢労働者に適用される賃金規定等の増額改定に取り組む事業主に対して助成されます

■受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります

次の1から4のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6カ月間に算定対象労働者が受給した増額改定前の賃金の額で算定した高年齢労働者雇用継続基本給付金の総額と賃金規定等を増額改定後、各支給対象期において当該算定対象労働者が受給した増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額を算出し全体の減少率が95%以上となっていること
2. 就業規則等の定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6カ月以上運用している事業主であること
3. 増額改定前の賃金規定等を6カ月以上運用していた事業主であること
(新たに賃金規定等を整備する場合は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6カ月間の算定対象労働者の賃金の支払状況が確認できる事業主であること)
4. 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること

■受給内容

事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成率を乗じた額が支給されます

令和3年度または令和4年度	2 / 3 (4 / 5)
令和5年度または令和6年度	1 / 2 (2 / 3)

※増額改定した賃金規定等を適用した年度の助成率が適用されます

※ () 内は中小企業事業主に対する助成率

■取扱機関

都道府県労働局・公共職業安定所

『助成金』の概要

■「助成金」とは？

「助成金」とは、[労働環境の整備などを行った際に、](#)

[厚生労働省から支給される返済義務のない資金](#)です。

※厚生労働省以外で支給されるものもありますが、ここでは厚生労働省のものに限定します。

■「助成金」には、次のようなメリットがあります。

- ・融資とは異なり[返済不要](#)です。
 - ・売上でなく雑収入となるため、[消費税不課税](#)です。
 - ・労働環境が整備されるので、[従業員の定着度が上昇](#)します。
- また、受給の実績により信頼度が増すので、[公的融資が受けやすくなります](#)。

■どのような施策を実施すると支給されるのでしょうか？

経営者の方が「[雇用の安定](#)」「[職場環境の改善](#)」「[仕事と家庭の両立支援](#)」「[従業員の能力向上](#)」「[生産性向上](#)」に向けた取り組みなど、助成金支給の取り決めに沿って施策を行った場合に給付されます。

【具体的には】

- ・雇用管理制度の導入、人材確保や労働者の職場定着を支援した場合
- ・女性や高齢者、障がい者の活躍を推進した場合、労働環境を整えた場合
- ・社員に教育訓練を受けさせた場合や、教育制度を作った場合
- ・育児・介護休業関連の制度を設け、休業させた場合

など

ソニー生命が提供する「**助成金チェック**」は、貴社のお取り組みの状況にもとづき、簡単なアンケートにお答えいただくだけで、活用できる助成金の有無を確認できる診断サービスです。

どのような助成金について該当の可能性があるのか、一度お気軽にお試してください。

**「助成金チェック」のご利用を希望されるお客さまは
ライフプランナーもしくは担当代理店までお申し付けください**


「助成金チェック」アンケート用紙

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グラン

キューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは

下記のフリーダイヤル  をご利用ください。

<カスタマーセンター> **0120-158-821**

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp



リモート(遠隔)でお話しませんか？

弊社が昨年から導入しているリモートコンサルティング。もう体験されましたか？
リモートコンサルティングでは、ライフプランナーのパソコンとお客さまのパソコン等で、リアルタイムに画面を共有。双方向で確認を行いながら、視覚的にもわかりやすく、対面同様の質の高い、きめ細やかなコンサルティングが提供できるようになりました。

操作は簡単。事前に届いたメールに記載されたURLをクリックするだけ。パソコン・スマートフォン・タブレットのいずれでも実施可能で、アプリ等のインストールも不要です。ぜひお気軽にお声がけください。



土屋 敬のつれづれ雑記 『ポジティブレスト(積極的休養)』

最近、疲れが取れません。しっかり寝ているのに…。皆さまはいかがですか？ 一般的に疲れをとるための方法として、「栄養をとる」「ゆっくりお風呂に浸かる」「たっぷり寝る」などを思い浮かべると思いますが、「疲れを取るために、体を動かしましょう」と言われたらどうでしょう。「え？」と思いませんか？ 疲れているのに体を動かしたら、余計に疲れるのではないかと…。あえて体を動かすことで回復を促す、「ポジティブレスト(積極的休養)」という考え方があります。

- ポジティブレスト … 軽く体を動かし、
より効果的&効率的に休養すること
- ネガティブレスト … 体を動かさずに何もせずにダラダラ休息すること

「ポジティブレスト(積極的休養)」は、横になるなどして完全に休むのではなく、むしろ体を動かすことで疲れの軽減を目指すものです。もともと、アスリートの世界で普及した方法で、スポーツ選手が試合後に疲労を早く取り除き、次の試合や練習に備えるための効果的な疲労回復法として編み出されました。適度な運動は全身の血液循環を良くするため、疲労の原因とされる物質が血中から素早く処理されやすく、運動によって交感神経が刺激されてストレス解消につながる、という精神面でのプラスもあります。そのため、最近ではアスリートに限らず、ビジネスパーソンへと裾野が広がっています。

たしかに、何もせずにダラダラテレビ観たり、昼寝したりして休むと、かえって疲れることがありますよね。体を動かした方がいいとはいえ、過度な運動はかえって疲労感を高めてしまうようです。ウォーキングやサイクリング、スイミングといった有酸素運動が好ましいとされ、強度も隣の人と会話できるくらいの「八分目」ととどめておくことが効率的休養のコツとのこと…。

疲れを感じたら対処が必要です。「疲れたら、帰ってビール飲んで、寝る」ではなく、「疲れたときこそ軽い運動」というポジティブレストを試してみたいと思います。あっ、NHK教育テレビのテレビ体操ならできるかも！ 早速試してみたいと思います(笑)

今日も一日、笑顔で一緒に頑張ってみましょう！

